議事要旨(6) 無形資産専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び豊田主任研究員より、国際的な会計基準とのコンバージェンスを希求して行われているという本プロジェクトの検討の方向性の明示や開発費の範囲、企業結合等により取得した仕掛研究開発の取扱いに関する論点整理の構成等、「研究開発費に関する論点整理」についての前回の委員会からの修正点について説明がなされ、委員からの発言は次のようなものであった。

・ 企業結合等により取得した仕掛研究開発について、国際財務報告基準においても我が国の会計基準においても無形資産として扱われる（ただし、我が国の場合は、他の無形資産と同様、仕掛研究開発についても取得時点においては資産性を持つとしても、仕掛研究開発の使途は結合後企業における研究開発であり、特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない資産として、その原価は社内の研究開発費を構成するため、社内の研究開発の会計処理と整合的な取扱いとされ、研究開発費として扱われる)。企業結合の結果として、被取得企業で行われていた研究開発活動の成果を取得した場合、当該成果は必ずしも無形資産に限定されないのではないか。

・ 企業結合により取得した無形資産の認識単位については、必ずしも研究開発活動の直接の成果だけでなく、実務上は、より広い単位で無形資産として評価することも少なくないと考えられる。

⇒この意見に対して、事務局より会計基準の見直しに際しては、指摘のような実務上の問題点も含めて検討することになるとの回答がなされた。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。